

消費者

素人には危険なCO₂排出権取引！
～一般の消費者は手を出さないで～

80代のAさんは、半月前に飛び込みセールスのB社からCO₂排出権取引を勧められました。「必ずもうかる。0円になるような運用はしない」と説明され、100万円を現金で支払いました。「もうかっているから」と追加を勧められ、後日400万円を再び現金で支払いましたが、何となく不安になって警察に相談し、消費者センターを紹介され、相談に来られました。

CO₂排出権取引とは、地球温暖化対策の一つとして、国や企業ごとに温室効果ガスの排出枠を定め、枠が余った国や企業と、枠が足りない国や企業が排出権を取引する制度で、市場は海外にあります。

この事例では、海外の排出権取引価格を参考に、取引所を通さずに排出権を売り買いする仕組みのものでした。

このように、「必ずもうかる」と個人での排出権取引への投資話を持ちかける訪問勧誘が増えてきており、市内でも相談が相次いでいます。

今回は、訪問販売による契約だったので、2回目の契約についてはクーリングオフ期間内にクーリングオフをしたため、後日400万円が返金さ

れましたが、当初の説明と違って、最初に支払った100万円は半分以下になっており、解約を希望するAさんは、弁護士に交渉を依頼することにしました。

排出権取引は、預けたお金の何十倍もの取引を行い、多大な損害を被ることもあり、複雑な取引です。また、日本の金融商品取引法や商品先物取引法の適用を受けず、消費者には非常に分かりにくく危険な取引です。

業者は、消費者の環境問題への意識に訴えてもうけ話を持ちかけてきます。知識や経験のない一般の消費者は手を出さないようにしましょう。



■ご相談は消費者センター（メルカつきまち4階、相談専用☎829・1234）へお気軽にどうぞ。受け付けは午前10時～午後5時です。月曜日休業（祝日の場合、直後の平日）。土・日・祝日も相談できます。